

『「法曹コース」に関する考え方について』（平成31年1月28日中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会）補遺

法曹コースに関する考え方に関する運用上の詳細については、以下のとおりとする。  
 なお、今後、法曹コースに関する各大学からの質疑等については、文部科学省において集約し、本補足資料を更新し、大学と共有することとする。

【1 法曹コースの定義と概要】

Q1 法曹コースの形態について、以前までは「履修プログラム方式」も可能との整理であったが、この考え方は維持されているのか。

A1 「履修プログラム方式」により法曹コースを開設することも可能であるが、同方式については、学生が所属する学部・学科・課程等の履修区分の中で、法曹コースの教育上の目的を達成するために体系的に教育課程が編成され、指定された科目群の体系的な履修が可能となっている必要がある。

Q2 法曹コースを「履修プログラム方式」で開設する場合、コース修了要件と早期卒業の要件が一致しないことも想定され、コースを修了しても早期卒業要件を満たせないなど、法曹コースと法科大学院の円滑な接続に支障が生じるのではないかと懸念されている。

A2 御指摘のような複雑な状況が生じることは法科大学院を目指す学生にとっても望ましくなく、法曹コースは学位プログラム（下図①パターン）として設定することが望ましいと考えている。ただし、開設初年度にコースを選択するのはあくまでも学生であることから、各大学の判断により、他の方式（下図②や③）で開設することは可能であるが、その場合には、当該方式の特性について、入学志願者に対してあらかじめ十分に説明するなどの配慮が必要と考える。

①開設パターン1

法曹コース=学位プログラムとして、学士の学位を取得させるに当たり、学士のレベルと分野に応じて達成すべき能力を明示し、それを修得させるように体系的に設計した教育プログラム

(法曹コース=学位プログラム)



(メリット)  
卒業要件とコース修了要件が一致することで、早期卒業要件は満たしているがコース修了要件が満たされていないという事態が発生しない。

②開設パターン2

学位プログラムの構成要素の一部として、学科・課程やコースの中に、法科大学院に入学するための能力を修得するために体系的に編成された履修プログラム方式として開設

(履修プログラム方式)

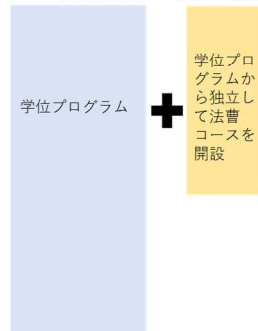


(メリット)  
法曹コースの追加的選択や途中離脱がある程度、柔軟にできることから、学生のニーズに応じやすい。

③開設パターン3

学位プログラムとは別に法科大学院に入学するための能力を修得するために体系的に編成された独立教育プログラムとして開設  
独立教育プログラムの一部が学位プログラムに組み込まれていることも可能

(独立教育プログラム方式)



(メリット)  
法曹コースとしての体系的なカリキュラム編成が学位プログラムから独立して開設可能。  
※開設科目の一部が卒業要件単位に含まれていても可。

Q 3 法曹コースの教育に責任を負うのは、これを設置する大学なのか、その学生を受け入れることになる法科大学院なのか。

A 3 法曹コースを置く大学である。

## 【2 法曹コースの開設手続き】

Q 4 法曹コースを開設するために締結する大学間の協定について、協定の主体は法科大学院と法学部などの部局間協定でもよいか。

A 4 法曹養成連携協定の主体を大学から部局へ委任し、部局間で協定を締結することも可能とする。

また、法曹コースを置こうとする大学と法科大学院を設置する大学が同一大学の場合においても、部局間協定を締結するものとする。

## 【2（1）法曹コースを開設することができる学部】

Q 5 学位に付記する分野の名称が「法律学」や「国際法学」の場合は、法曹コースを開設することができないのか。

A 5 学位に付記する分野の名称に関しては、必ずしも「法学」に限定されるものではなく、法科大学院未修者コースにおいて修得すべき能力を育成するために必要な学修を提供できる法学に関する分野であり、その旨を協定先の法科大学院が判断できるものであればよいと考える。

## 【2（2）法曹養成連携協定に定める事項】

Q 6 法曹養成連携協定において定める「連携法曹基礎課程における成績評価の基準」とは「厳格な成績評価」を意味するのか。「厳格な成績評価」である場合に、それは絶対評価でもよいのか。

A 6 当該成績が特別選抜の基礎資料となることを踏まえ、評価の基準は絶対評価でも構わないが、連携先の法科大学院と協議の上、適切な水準に設定されるものとする。また、法曹コース修了者の質の保証の観点から、その基準は厳格なものとなるものとする。

Q 7 協定先の法曹コースの必修科目の設定にあたっては、特別選抜の5年一貫型教育選抜の場合と開放型選抜の場合とで内容を変えることは認められるか。

A 7 協定先の法曹コースによって選抜方法が異なることは想定されていないが、少なくとも連携先の法科大学院の未修1年次に単位修得していなければ進級できない科目は法曹コースにおいて網羅的に学修しておく必要があり、特別選抜の方法によって法曹コースで学修する内容が変わることはないと考えられる。

また、自大学法科大学院と協定関係にない法曹コースの修了見込み者も開放型選抜の対象となるが、その質を確保するため、論文式試験で課す科目を

受験時まで学修しておくことを出願要件とすることや、卒業までに、未修1年次に単位修得していなければ進級できない科目の学修を終えていることを条件に入学を許可するなどの工夫が必要と考えている。

Q 8 法曹養成連携協定（法6条2項1号から8号）については、ひな型を作成し、各大学に周知する予定はあるか。また、それが周知される場合、時期はいつ頃になるか。

A 8 改正法を踏まえた政省令等の公布の時期に合わせて、本年の秋頃には協定書のひな型を各大学に周知する予定であるが、各大学の準備が円滑に進むよう、ある程度まとまった段階で適宜情報提供をする予定。

### 【3 文部科学大臣による認定の要件】

Q 9 法曹養成連携協定に関する文部科学大臣の認定要件について、確認方法、申請時期、提出書類（エビデンス）等について、どのようなものを予定しているか。

A 9 必要な手続等については、今後、速やかに整理の上、各大学に共有する予定。

Q 10 法曹コースで修得すべき、主要7科目（憲法・行政法・民法・刑法・商法・民訴法・刑訴法）の単位数の下限は設定するのか。

A 10 その予定はないが、少なくとも連携先の法科大学院の既修者コースに接続できるレベルの学修量は求められる。

Q 11 「文部科学大臣による認定の要件」のうち、法曹コースの教育課程について、「協定先の法科大学院既修者コースとの円滑な接続を図るための措置（ ）が講じられていること」の括弧書きに列挙されている事項は、網羅的に対応しなければ認定されないのか。

A 11 法科大学院教育の導入教育や、意欲と能力のある学生がより発展的な学修を行うことができるなど円滑な接続を図る必要はあるが、括弧書きは例示であり、網羅的に対応を求めるものではない。

### 【4（1）規模】

Q 12 協定先法科大学院の特別選抜の募集人員を超えて法曹コースの規模を設定することは想定されていないのか。あるいは、法曹コースを開設する大学において、教員数等を勘案し、協定先法科大学院の特別選抜の募集人員を超えて規模を設定してもよいのか。

A 12 法曹コースを開設する大学において、協定先法科大学院の特別選抜の規模

や協定先法科大学院が法曹コースでも求める教育を実施するために必要な教員数等を勘案し、協定締結予定の法科大学院との協議を経て、最終的に法曹コースを設置する大学において法曹コースの規模は決定されるものであり、コース修了後の法科大学院への進学方法について学生等に適切に周知されていれば、協定先法科大学院の特別選抜の募集人員を超えて規模を設定することも可能。

なお、修了・法科大学院への進学に関しては、その設計には以下のような例が考えられる。

- ①大学入学者選抜の段階、若しくは第2学年進学時において、在籍人数を選抜・限定し、当該人数が法曹コースを修了するもの。
- ②入学時または第2学年進学時には幅広く在籍し、学年進行とともに、コース外（法学部内の他のコースや専攻、法学部以外の学部）に移る学生が一定程度いる中で、最終的に修了する人数は限定されるもの。
- ③入学時または第2学年進学時には幅広く在籍し、その人数が概ね修了した上で、特別な選抜においてその成績は考慮しつつも、別途入学者選抜で進学者を絞るもの。

#### 【4（2）法曹養成連携協定に関する文部科学大臣の認定要件】

Q13 法曹コースの教育課程について、「法律基本科目に相当する科目」や「基礎的な学識及び能力を修得させる科目」とは、法科大学院レベルの内容でなければいけないか。

A13 法曹コースは法科大学院既修者コースへの接続を前提としており、同コースの科目は、法科大学院未修1年次の内容と同等であることが必要である。

Q14 法曹コースの教育課程について、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の7科目の「開設」は必須だが、「必修科目として設置」することは必須ではないとの理解で相違ないか。

A14 法曹コースにおいて上記の7科目の開設は必須だが、こういった科目を必修科目とするかについては、協定先の法科大学院が未修者コース一年次に学生に求める内容によるものとなる。

Q15 法曹コースに求められる「厳格な成績評価」とはどの程度の厳格性なのか。

A15 法曹コースは早期卒業制度を活用し、法科大学院既修者コースに接続することを標準的な運用とするものである。したがって、その成績評価は、早期卒業制度を運用するに当たり求められる水準の厳格性が必要であり、大学教育の質の低下を招かないよう、教育の成果を適正に評価することが求められる。

Q16 厳格な成績評価が求められるのは、法曹コースの修了要件とされる科目のみか、それとも卒業要件とされる科目も対象とされるのか。

A16 一般論として、早期卒業は（全単位について）厳格な成績評価を行うことが前提である。特に厳格性を求めるのは法曹コースの修了要件とされる科目であるが、それ以外を含めることを妨げるものではない。

Q17 他大学の法曹コースと連携する場合、その成績評価にどの程度の厳格化を求めればよいのか。

また、協定先と法科大学院とは、連携前・連携後、どの程度の情報交換・交流を行うことが求められるのか。

A17 法曹コースの成績が特別選抜の基礎資料となることから、選抜資料として耐えうるだけの厳格性は必要と考える。

また、協定先の法曹コースとの協定締結前にあっては、協定記載事項の調整について緊密に連携をとり、双方が納得できる条件のもと協定を締結いただきたい。協定締結後は、協定の着実な履行に必要な連携をとり、法曹コースの質の維持・向上に努めることが求められる。

Q18 法曹コースの学生用のクラスとそれ以外の学生のクラスを分け、両クラスとも同じ教室、同じ時間帯で同内容の講義を履修するが、試験は別に行うことは可能か（例えば、法曹コース用は論述試験、それ以外の学生用は短答と短い論述をくみあわせた試験を実施することは、ダブルスタンダードではないため、可能か）。

A18 同一の科目を受講する者については同一の基準で成績評価がされるべきであり、成績評価の基準と方法が密接な関係にあることを鑑みれば、同一科目について、学生の所属コースによって試験の方法が異なることは望ましくない。

Q19 「履修プログラム方式」をとった場合、ある科目の履修ではなく、ある科目を一定の成績以上で履修することをプログラム修了の要件とすることができるか（たとえば、法曹コースの学生とそれ以外の学生が同一科目を履修し、同一基準で成績をつけたうえで、B以上を修了要件とする＝C以下で合格した場合には、卒業単位は取得するが、法曹コース修了の要件は満たさない、とすることはできるか）。

A19 可能。

Q20 法曹コースにおいては厳格な成績評価を求められているが、成績評語（秀、優、良、可など）による評価ではなく、点数評価とすることまで求められるのか。

A20 そこまでは求めている。当該成績が特別選抜の基礎資料となることを踏まえ、協定先の法科大学院と協議の上、適切な水準を設定していただきたい。

【4（3）成績評価と修了者の質の保証】

Q21 法曹コースの成績評価について、同一学部の中で開講された同一科目の成績評価において、法曹コースに属する学生とそれ以外の学生との間で、要求水準に差異を設けることは可能か。

A21 同一の科目を受講する者については同一の基準で成績評価がされるべきであり、法曹コースに属する学生のみ他のコースに属する者に比して成績評価における要求水準に差異を設けることは不適切である。

Q22 3) 法曹コースの成績評価について、同一学部の中で、成績評価を相対評価で実施するコースと絶対評価で実施するコースが混在してもよいか。

A22 A21 と同様の理由から不適切。

Q23 学校教育法 89 条の「優秀な成績」について、法令上の定義があるのか、それとも各大学が定義してよいのか。どの程度の成績で早期卒業させて良いのかを確認したい。

A23 法令上の具体的な定めはなく、各大学において適切に判断されたい。なお、その運用にあたっては、大学の質の低下を招かないようにする必要がある。

Q24 連携法曹基礎課程（いわゆる法曹コース）設置時に法曹コースを選択できる学生は、その時点における学部 2 年生が想定されているかと思うが、3 年生以上でも選択する制度とすることは可能か。

A24 可能。なお、法曹コースは早期卒業を前提としていることから、4 年次からコース選択することは想定していない。

Q25 令和 2 年度から開設が可能となる法曹コースは 2 年次生（平成 31 年度入学生）が対象となるとの理解でよいか。

A25 貴見のとおり。なお、学内規定の整備が間に合えば、令和 2 年度以降は、1 年次からコース選択をすることも可能。

Q26 平成 30 年度に入学し、1 年次に留年をして、令和 2 年度に 2 年次に進級する学生は、法曹コースを選択してもよいのか。

A26 可能。

Q27 5年一貫型の特別選抜枠の対象となる学生の早期卒業の要件についても、従来通りの「優秀な成績」要件を満たす必要があるのか。

A27 早期卒業の要件に関する制度変更はないことから、これまでの「優秀な成績」要件を満たす必要がある。なお、優秀性の判断基準は各大学が定めるものであり、その運用にあたって、大学の質の低下を招くようなものでなければよいと考える。

【4（4）早期卒業】

Q28 早期卒業の要件について、同一学科の特定コースのみ要件を異なるものとすることは可能か。

A28 法科大学院既修者コースに進学するに足る能力を修得することが教育目標となっており、その目標を達成するために特定の科目が必修化されていたり、法曹コースの学生のみが履修可能な科目が開設されていることなどによって、法曹コースが、その属する学科の他の学位プログラムとは別個独立の学位プログラムと考えられる場合、法曹コースの早期卒業の要件を、同一学科の他の学位プログラムと異にすることは可能である。

Q29 早期卒業を促進するため、必修科目の成績が不良な学生に再試験を実施するなどの救済措置を講じることは大学の判断で実施してよいか。

A29 成績評価の方法は大学が自主的に設定するものであるが、再試験を受けなければ優秀な成績で単位修得ができない状況の学生について、早期卒業させることを目的にあえて救済措置を講じて成績優秀者と認定することは、早期卒業制度の趣旨を没却するものであり、不適切である。

※Q A30～33 は調整中のため（公開規則第3条但し書きにより）非公開。

Q34 同一学部の中で、キャップ制度（履修科目単位数に上限をかけること）を実施するコースとしないコースがあってもよいか。

A34 設置基準上、キャップ制導入に努めることとなっており、特段の理由がなければキャップ制を導入するときには、全学的に検討することが適当。  
もっとも、コースの学修内容等を踏まえ、合理的な理由に基づき一部のコースについてキャップ制を導入しないこととすることも大学の裁量に委ねられているものと考えられる。

【5（1）法曹コースの開設の準備に必要な情報の公表】

Q35 法科大学院が公表すべき「成績評価の基準」とは具体的にどのようなものを指すのか。  
また、その「実施状況」とはどのようなものを指すのか。例えば、個別の

科目毎に「A A評価が何名、A評価が何名……」といった詳細な状況まで含まれるのか？

A 35 成績評価の基準は、各評語をどのような学修到達度の者に与えるか、相対評価を実施する場合の各評語の分布の目安といった内容を想定している。  
また、実施状況は、御質問で例示されているような内容を想定している。

Q 36 法科大学院に求められる事項としての法曹コース開設準備に必要な情報の公表は、どの程度の情報を公表すればよいのか。

A 36 法曹コース開設準備のために法曹コース設置を考えている大学や当該法科大学院の既修者コースへの入学を希望する学生のことを考えれば、未修者コース1年次修了時に分野ごとに到達すべき能力を公表する程度は必須と考えている。

**【5（3）法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項】**

Q 37 法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項について、例えば、法科大学院入学前に科目等履修や共同開講科目を履修し5科目10単位修得した上で、2科目4単位分を学部の要卒単位としてカウントし、残り3科目6単位分を法科大学院の単位としてカウントすることは可能か。

A 37 科目等履修により修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされず、法科大学院の単位にカウントされ得る。共同開講科目として修得した単位は、①学部（法曹コース）の単位として、又は、②大学院の科目等履修生として受講した場合には院の単位として、いずれかにカウントされ得る。この考えの下に単位を学部と院で分割してカウントすることも可能であるが、学部（法曹コース）においては、体系的に学部の科目を修得していくことが前提であり、大学院の科目を受講するに当たっては、その目的が果たされるよう学生の能力等に照らして各大学において明確なルールを定めることが必要である。

Q 38 法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項について、法科大学院入学前の科目等履修や共同開講科目の履修と、法学既修者認定との関係はどのように理解すべきか。

A 38 共同開講科目として修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされるとともに、「法学既修者認定」（専門職大学院設置基準（以下「設置基準」という。）第25条第1項）との関係では、「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者」の認定において、当該科目の履修を当該認定の根拠とすることも可能。

科目等履修により修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされず、「入学前の既修得単位」（設置基準第22条第1項）として認定される単位として、30単位を上限に法科大学院の単位にカウントされ得る。また、「法学既修者認定」との関係では、「当該法科大学院において必要とさ



れる法学の基礎的な学識を有する者」の認定において、当該科目の履修を当該認定の根拠とすることも可能。なお、「修業年限短縮」（設置基準第24条）との関係では、学部在籍時（法曹コース在籍時）に科目等履修により取得した単位は、大学院入学資格を取得する前に取得した単位のため、当該単位の取得を修業年限短縮の根拠とすることはできない。

Q39 認証評価団体が定める評価判定の視点に「特に、展開・先端科目に配置している科目において、法律基本科目の内容を取り扱うものはないか。この場合、当該科目が、法曹として一般的に必要とされる当該法律基本科目の理解の程度を超えて展開的・先端的内容を扱う場合であるか。」という視点があるが、科目等履修や共同開講の対象となる科目として想定している「法律基本科目と関連が深い展開・先端科目」とはどのようなものか。  
とりわけ法律基本科目担当教員が担当する展開・先端科目においては、誤解を招かぬよう、いかに法律基本科目との関連が浅いかを、認証評価の都度、一所懸命説明している状況である。

A39 「法律基本科目と関連が深い展開・先端科目」とは、法律基本科目の内容を取り扱うものではなく、その理解を前提に法律基本科目の履修後又は一部は並行して履修する法律学の分野に関する科目を想定している。

Q40 法学未修者が2年次で初めて学修する法律基本科目は、科目等履修や共同開講の対象としてよいか。

A40 御指摘の法律基本科目についても科目等履修や共同開講の対象となると考える。

Q41 共同開講や科目等履修は、基礎法学・隣接科目や法律基本科目と関連が深い展開・先端科目を主に想定されているが、対象科目の法科大学院のカリキュラムにおける配当年次は限定されないという理解でよいか。

A41 法曹コースにおける学修状況や履修科目の順次性に配慮することは必要であるが、法科大学院におけるカリキュラムの配当年次に関する制約はないと考える。

Q42 連携協定をもとに開設した共同開講科目や科目等履修対象科目を法曹コース以外の学部学生が履修できるような制度設計にすることも可能か。

A42 法曹コースを設置する大学及び法科大学院を設置する大学双方の合意があれば可能。

【6（1）法曹コース修了予定者を対象とした特別選抜】

【6（1） 1）選抜方法】

Q43 1) 選抜方法について、複数の協定先の中で、特定の大学が開設する法曹コース修了者のみ5年一貫型教育選抜の対象とすることは可能か。

A43 協定関係にある大学の中で、特定大学の法曹コースとは、5年一貫型教育選抜を行う協定を結び、その他の大学の法曹コースとは、開放型特別選抜を行う協定を結ぶことは認めない。なお、開放型特別選抜の中に地方大学からの専願枠以外に複数の選抜区分を設けることについては、協定関係にある大学間で差別的な取扱いとならない限りは、各大学の工夫により可能。

Q44 1) 選抜方法②について、「5年一貫型教育選抜」とあるが、法曹コースを4年で修了した学生(4+2となる場合)は対象とならない趣旨か。また、2) 募集人員②について、法曹コースを4年で修了した学生は「4分の1以内」に含まれないという理解でよいか。

A44 法曹コースは、法曹を志望する学生が法曹となるまでの時間的・経済的負担を軽減するため、学部を3年間で修了し法科大学院既修者コースに接続することを想定しているが、法曹コースを選択した学生が早期卒業を希望せず、4年間で修了することになっても5年一貫型教育選抜の対象となりうる。したがって、特別選抜枠としての4分の1に含まれる。なお、これまでは「推薦方式」と表現していたが、表現の適正化を図ったもの。

Q45 開放型選抜の方法について、「法曹コースの成績、面接、法律科目の論文式試験等、法科大学院が適当と認める資料により、入学志願者の能力等を合理的に総合して判定する方法により実施する。」とあるが、法曹コースの成績や面接等、列挙されているものは網羅的に実施しなければならないのか。

A45 法曹コースの成績及び法律科目の論文式試験については、選抜資料とする必要があるが、これに加えてどのような事項を選抜資料とするかは、各法科大学院のアドミッションポリシーに基づき、各大学が決定するものとする。

Q46 協定先の法曹コースとの教育課程の連続性を重視した選抜を実施する場合は、法律科目の論文式試験は課さないということであるが、例えば選抜の時点では、上3法の所定単位修得および成績のみで合否判定して一次合格とした上で、一次合格者を対象に法曹コース修了までに下4法の所定単位修得および成績等をもって正式な合格とすることは可能か。

A46 可能。

Q47 5年一貫型教育選抜を実施する場合、「学部成績等で選抜」することとされているが、ここにおける学部成績等には学部成績以外にどのようなものを想定しているのか。

A47 例えば、面接や志望理由書が考えられる。

【6（1）2）特別選抜の募集人員】

Q48 2）特別選抜の募集人員について、算定の基となる「定員」とは、未修者コースも含めた定員ということでよいか。

A48 定員とは、未修者コースの定員を含む法科大学院の入学定員全体を指す。

【6（1）3）特別選抜の対象】

Q49 法曹コース修了者を対象とする「特別選抜」枠の法科大学院入試の受験資格について、たとえば「法曹コース修了後5年以内の者に限る」といったように、法曹コース修了後、一定期間経過した者の出願を認めないことは可能か。

A49 今回の連携法の改正により開設される法曹コースは、法科大学院との教育の連続性を確保するものであり、特別選抜の対象となる者は法曹コースを修了して法科大学院に入学しようとする者（法曹コース修了見込み者のみ）であることから、コース修了者は特別選抜の対象とはならない。

Q50 早期卒業と法曹コースの修了要件が異なる場合、コースは修了したが早期卒業ができなかった場合に、コース修了後に4年次で特別選抜を受験することは可能なのか。

A50 法曹コースは早期卒業制度を活用し、法科大学院既修者コースに接続することを標準的な運用とするものであり、法曹コース修了要件と卒業要件を異なるものとして、御質問のような状況が生じることは望ましくない。

【6（1）5）特別選抜の実施に関する留意事項】

Q51 5）特別選抜の実施に関する留意事項①②について、自大学法科大学院としか協定を締結できなかった場合、結果として、自大学の学生ばかりとなることについても認められない趣旨か。

A51 同一の募集区分においては、自大学と他大学の出身者について、異なる取り扱いをしてはならないという趣旨であり、（特に小規模な）法科大学院において、協定先が、自大学のみとなることを認めないという趣旨ではない。

Q52 大学院の入学者選抜において推薦入試を実施することは可能か。その際、何らかの推薦状の提出を求めることは、大学院入学者選抜実施要項（高等教育局長通知）第4に抵触しないか。

（法科大学院の入学者選抜において、法学部等に設置された法曹コース出身者を対象として、推薦入試を実施することを想定。）

A52 関係法令等に則り、公正かつ妥当な方法により実施されるのであれば、推

薦入試を実施することは許容される。また、公正性・妥当性が合理的に確保されている限りにおいて、何らかの推薦状の提出を求めることが否定されるものではない。

Q53 特別選抜のうち、「開放型」では、協定先でない大学の法曹コースからの入学志願者も選抜の対象とすることが求められているが、その場合、どのように在学中の成績を考慮するのか。

開放型の枠組みの中で協定の有無で選抜方法・基準に差を設けられなければ、一般選抜と選抜方法に差が無くなってしまわないのか。

A53 「取扱いに差を設けない」とは、試験のスキーム（論文式試験に課す科目や学部成績の配点等）について同一の取扱いとして頂きたいとの趣旨であり、学部成績の評価については、各法科大学院において適切に判断いただきたい。なお、「開放型」であっても、本来の対象者は協定関係にある法曹コースの出身者であることから協定先の法曹コースに求める学修到達度を評価基準とすることや出願要件として「入学者選抜までに、論文式試験の出題範囲の学修を終えていること」を課すことが適当と考える。

Q54 法曹コースから開放型選抜で法科大学院を受験する場合、未修1年次の必修科目（未修2年次での履修ができない科目）の中で履修していない科目があることは認められないのか。

A54 法曹コースは、協定関係にある法科大学院の未修1年次の必修科目に相当する科目を卒業までに全て履修していることが必要であり、協定関係にある法曹コースの受験者は論文式試験に課す科目の内容を受験までに履修しているものと考え。

また、協定関係にない法曹コースの学生との関係では、A53の方法によるほか、未修1年次の必修科目（未修2年次での履修ができない科目）の中で履修していない科目がある場合には、①選抜試験とは別途、入学時までの間に科目試験を課すことや、②入学後に当該科目を履修させることなど、協定関係にある法曹コースの学生の学修量や到達度と適切なバランスをとりつつ、大学が適切であると判断する方法により実施するものとする。

Q55 協定先の法曹コースに属する地方大学出身者を対象とした特別選抜を実施する場合、5年一貫型教育選抜および開放型の選抜方法とは別の「推薦入試という他の選抜方法」を採ってもよいのか。

A55 法曹コース修了予定者を対象とする特別選抜で推薦入試を実施する場合でも、選抜方法は、5年一貫型教育選抜又は開放型選抜になる。地方大学出身者を対象とした特別選抜を実施する際に、募集人員に一定の枠を設けることが可能であり、出願に際して、出身大学の推薦を求めることができるという趣旨。

Q56 特別選抜枠の実施に際し、地方大学を除いて専願枠や自大学出身者の募集枠を設けることができないとされているが、法科大学院への進学者を増加させるためには、協定先の法曹コースごとに募集定員を設けることを可能とすべきではないか。

A56 特別選抜であっても法科大学院の教育を受けるに相応しい適性と能力を判定することによりはなくなり、優秀な志願者の確保を阻害するおそれもあることから、協定先の法曹コースごとに募集定員を設けることは不相当と考えている。

なお、特別選抜が単なる学生確保の手段とならないよう、法曹コースから特別選抜を経て入学した者の標準修業年限での修了率や司法試験合格率については、認証評価や加算プログラムの基礎額算定基準に組み込むとともに文部科学省としても目標値を設定し、その成果を検証していく予定。

Q57 五年一貫型及び開放型いずれの特別選抜枠においても法曹養成連携協定が必要なのか。

A57 貴見のとおり。ただし、開放型選抜を実施する場合には、当面の間、自大学法科大学院と協定関係にない法曹コースであっても、他の法科大学院と協定を締結している場合には、その修了見込み者は、開放型選抜の対象とすることが求められている。

Q58 令和4年度法科大学院入学者選抜においては、令和3年度の法学部4年生と法曹コース1期生（学部3年生）が、法科大学院入学者選抜に志願することになる。法科大学院全体でみれば定員未充足状態が継続しており、特段の措置は不要かも知れないが、適切な選抜のもと定員が充足している法科大学院には大学の申請に応じて臨時定員を認めるなどの経過措置が必要ではないか。

経過措置がない場合には、未修者コースの募集定員を減員することを検討しているが、その場合、どのような点に留意すればよいか。

A58 平成31年度の法科大学院総定員2,253人に対し、入学者は1,862人であり、400人程度の欠員が生じており、臨時定員の措置は不要と考えているが、今後の法科大学院志望者数の動向などを踏まえて検討する。

なお、法曹コースを修了して法科大学院に入学を志願する者の募集人員を確保することを目的に未修者コースの募集人員を減員することは、多様な知識や経験を有する者を入学させる努力義務を負う法科大学院の役割を踏まえれば望ましくない。

Q59 「一般選抜」枠の法科大学院入試において、たとえば法曹コース修了者については入試科目の一部を免除するなど、法曹コース修了者と、その他の受験者とで実質的に異なる内容の試験を実施することは可能か。

A59 一般選抜については、法曹コース出身者であるか否かを問わず、同一の試験・評価基準により合否判定を行うべきである。

【6（2）法曹コース出身者の既修者認定について】

Q60 これまで既修者認定の対象となっていない「2年次になって学修する法律基本科目」や「基礎法学・隣接科目等」について、今後は既修者認定が可能となるとのことであるが、具体的にどのような方法により認定するのか。

A60 法曹コースにおける学修状況を個別に確認することにより、既修者認定することが想定される。

Q61 「法学既修者認定の取扱い」について、仮にカリキュラム改正して英米法総論を1年次配当の必修科目とし、これを「法学既修者認定」の対象科目とすると、入学者選抜において「英米法総論」の論述式筆記試験も課さねばならないのか。

A61 法学既修者認定については、法科大学院の判断により、1年次配当の必修科目以外も対象とすることが可能となる。

なお、法曹コース出身者を対象とする特別選抜は、当該法曹コースの成績を基に認定するものであり、「開放型」特別選抜においても学部成績と論文式試験等を組み合わせて選抜することになるが、既修者認定のために網羅的に試験を課すことを求めるものではない。

Q62 法学既修者認定の対象科目として基礎法学・隣接科目等を新たに加えることを可能とすることについて、2年次に配当されている基礎法学・隣接科目等も対象とすることは可能か。

A62 法曹コースで修める学修内容と法科大学院入学後に修めるべき学修内容を勘案し、各法科大学院の判断で認定対象科目に加えることは可能。

Q63 ③（未修者が2年次に初めて学修する法律基本科目の既修者認定）について、法曹コース修了予定者が一般選抜を受験し、合格した場合でも、認定の対象としてよいか。

可能な場合、一般選抜で未修一年次に履修すべき科目のみを一括認定する者と一部二年次の科目も追加で認定する者が生じることとなるが、平成21年の中教審報告との関係で問題ないか。

A63 平成31年1月28日の中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会『「法曹コース」に関する考え方』において、特別選抜においては、未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目を認定の対象とすることを可能とする整理をしていることから、法曹コース修了予定者が一般選抜に合格して法科大学院に入学する場合においても、これと同様の扱いとすることも可能と考える。

Q64 5年一貫型選抜において、法学未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目を法曹コースで履修し、単位取得している場合には、その成績をもって、法学既修者認定の対象としてもよいか。

A64 開放型選抜及び5年一貫型教育選抜いずれの特別な選抜においても法学未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目を法曹コースで履修し、単位修得している場合には、法学既修者認定の対象とすることを可能としている。

なお、同一の募集区分においては、入学者の選抜方法について、異なる扱いをしないこととしていることから、既修者認定とは別の問題として留意することが必要である。

Q65 「法学既修者認定」や「入学前の既修得単位の認定」として認定できる上限単位数について、現行の30単位からどの程度緩和する予定なのか。

A65 現行の30単位から10単位程度緩和することを念頭に、引き続き中央教育審議会にて御議論いただき、専門職大学院設置基準を改正する予定。

#### 【7 法曹コースの安定的運用の実現について】

Q66 特別選抜に合格した早期卒業見込み者が、事故や病気等のやむを得ない事情により早期卒業できなかった場合において、法科大学院が飛び入学制度に基づき進学させることは可能か。

A66 飛び入学制度の趣旨及び目的を踏まえ、法令に基づき適法に実施されるのであれば、各法科大学院の判断により飛び入学を認めることは可能。

#### 【8 制度の開始時期】

Q67 大学進学を目指す高校生に周知するためには、2019年度の学生受入れまでには法曹コースの設置予定と、協定先の法科大学院を予定として公表する必要があるが、予定であることを前提に、公表の要件は何か。

A67 法科大学院との間での周知に関する合意があれば、以下の3点に留意の上、広報活動を行うことは可能。

- ・「法曹コース」の設置は、予定であること。
- ・「法曹コース」の学生が、必ずしも3年で卒業できるとは限らないこと。
- ・「法曹コース」の選択が、法科大学院への入学を確約するものではないこと。

Q68 連携法等の改正を踏まえた関係政省令等の改正スケジュールとその内容はどのようなものか。

A68 法科大学院教育の充実に向けた連携法改正を踏まえた専門職大学院設置基

準の改正、法曹養成連携協定（法曹コース）に関係する省令の制定等の所要の措置を中教審法科大学院等特別委員会等において御審議いただき、パブリックコメントを経た上で、本年秋頃に公布する予定。

また、法曹コース設置における留意等をまとめたガイドラインについても本年秋頃に公表する予定です。

これらの内容については、可能な限り検討段階のものから各大学に情報提供し、本年秋以降に法曹養成連携協定の認定申請を受け付け、令和2年1月中には認定することを予定している。

Q69 関係法令の公布・施行前であっても、協定を締結する予定の法科大学院と、当該法科大学院の未修一年次の学習内容と同等の内容を修めることができるカリキュラムとして合意できていれば、次年度新入生に対し、法曹コースのカリキュラムやコースの選択要件を提示することは可能か。

A69 法的な効果は生じないが、現在の中央教育審議会の審議状況を踏まえ、法曹コースを開設しようとする大学と協定を締結予定の法科大学院が合意できていれば、準備を進めることは可能。

Q70 法曹コースに関する法令の改正前に入学した学生に対して、「6 法曹コースと法科大学院との接続」で整理されている特別選抜を実施しても構わないか。

A70 現在の法科大学院既修者コースへの学生の受入れに関しては、既修者認定試験の実施により、対象となる1年次配当の必修科目を一括して行うこととなっており、学部学生の成績をもとに既修者認定を行うことはできないことから、特別選抜の対象は、2019年度の大学入学者からの対象となる予定。

なお、現行の制度運用の下で、早期卒業や飛び入学予定者を対象とした入学者選抜の実施を妨げるものではない。

Q71 学部入試について、法曹コースへ進むことを念頭にいた推薦入試枠を2019年10月から導入したいと考えているが、2年前予告ルールは適用されるか。

A71 入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表することが必要であることから、この趣旨を踏まえ、各大学の判断において適切に実施すべき。なお、その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努めること。

Q72 法曹コースを設置する学部の授業の質について、法科大学院の認証評価の対象となるか。

A72 学部の授業が法科大学院の認証評価の直接の対象となることは想定していないが、協定内容及びその履行状況を評価するに当たっては、間接的には



あるが、評価の対象となる。

なお、評価の実施にあたっては、法曹コースの教育の実施状況等を法科大学院がどの程度把握しているか等の観点から法科大学院が保有する資料を基に評価することとし、評価のために法曹コース設置学部から新たな資料を要求することがないよう、今後、認証評価機関と調整したい。

Q73 入学後に学生が選択可能なコースを新たに設けることは可能か。

A73 コースの新設は可能であると考えられるが、新設時点において在学中の学生が新設されたコースに転ずることができるか否かについては、当該学生が当該新設コースに中途より転じたとしても当該新設コースの教育目標を達成できる場合に限るべきものと考えられる。

Q74 学生の不利益にならなければ、在学中に卒業要件を変更することは可能か。  
(例えば、「卒論必須」から「卒論または専門分野から8単位」に変更し、在学中の学生から適用)

A74 学生は入学時に定められていた卒業要件の達成を目標として数年次にわたり計画的に学修するものであることから、教育目標のより効果的な達成が確実となるなど、特別な場合を除けば、一般論として在学中に卒業要件を変更することは適切ではないものと考えられる。

【連携法改正関係（連携協定以外）】

Q75 連携法の改正により、早期卒業・飛び入学による入学希望者（以下「早期卒業者等」と呼ぶ）に対し法科大学院入試において「適切な配慮」を行うことを要することとなるが、「適切な配慮」の対象となる早期卒業者等には、法学を履修する課程以外の課程の早期卒業者等も含まれるのか。

A75 法学を履修する課程以外の学部出身者も含まれる。

Q76 改正連携法の施行日は令和2年4月1日となっているが、法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学者選抜における配慮義務の適用は令和3年度入学者選抜からでよいか。

A76 貴見のとおり。

Q77 法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学者選抜における配慮内容として、一般の受験生とは別の方法で入試を実施する必要があるか。一般の受験生と同様の試験を実施し、合否判定時に優先枠を設けて対応するということでも問題ないか。

A77 配慮の内容は、選抜枠を別にする方法だけではなく、一般の受験生と同様

の試験を実施し、合否判定時に優先枠を設ける方法も考えられるが、後者の場合には、優先枠が設けられていることだけでなく、選抜基準が異なることを募集要項等で予め受験生に明示することが必要。

Q78 改正連携法第10条の「職業経験を有する者等への配慮」について、昨年度から「入学者に占める未修者や社会人の割合を3割以上とする努力目標」が撤廃されたが、改めて優先枠を設定することになるのか。

A78 数値基準については設定しないこととしたが、法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成するという基本理念に変更はなく、今回の連携法改正において入学者の時期・方法等について、未修者や社会人に対する配慮義務を規定したものである。

なお、どのような選抜枠を設ける場合でも、入学者の質を確保することは当然に必要であり、質が担保されないような選抜を実施することは適切ではないことに留意願いたい。

Q79 連携法の改正により、早期卒業・飛び入学による入学希望者に対し法科大学院入試において行う「適切な配慮」の対象が法学を履修する課程以外の者も含まれる場合、法学を履修する課程以外の大学の課程を4年かけて卒業した者に対しては、法学を履修する課程の学生と異なる「配慮」が必要なのか。その場合の「配慮」の具体的内容としては、どのようなものを想定しているのか。

A79 法学を履修する課程以外の大学の学生が早期卒業・飛び入学により、既修者コースを志望する場合は、想定される配慮は法学を履修する課程の学生と異なるものはないと考える（選抜の時期や試験実施科目への配慮等）。

また、未修者コースを志望する場合には、配慮内容は法学を履修する課程以外の大学の課程を4年かけて卒業した者に対する「配慮」と同じ内容が考えられる。

Q80 学校教育法の一部改正により、大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者が追加され、今後、文部科学省令により、その判断材料として法科大学院の「既修者認定試験」を規定するとのこととあるが、「既修者認定試験」とは何か。共通到達度確認試験のことか。

また、その試験はいつ実施されることになるのか。具体的にどのように活用されることが考えられているのか。

A80 専門職大学院設置基準第25条第1項の規定に基づき、「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する」か否かを判定するために各法科大学院が実施している既修者認定試験のことである。

また、現在の既修者認定試験は、各大学が適切な時期に実施しているものと認識しているが、飛び入学の判断材料とする場合には、その判断をする時

期までに実施することになり、当該試験の成績を、学部成績と併せ考慮して、飛び入学の可否を判定することを想定している。

【その他（司法試験法改正関係）】

Q81 司法試験科目に選択科目が引き続き存置されることになったが、仮に司法試験の時期が既修 2 年次の夏に実施される場合、現在の年間登録単位数の標準である 36 単位を見直さなければ、既修者のカリキュラムではほとんど選択科目を履修する余地がない恐れがある。  
履修登録上限の標準単位数について、何らかの緩和措置が必要ではないか。

A81 履修登録上限の標準単位数を超えて履修登録が可能となる方向で、中央教育審議会でご議論いただく予定。

Q82 改正連携法第 4 条第 1 項第 3 号の規定を受けて規定される予定の専門職大学院設置基準においては、司法試験における選択科目に相当する科目のうち、1 科目を、法科大学院の必修科目とすることを求める予定である理解して良いか。  
改正連携法第 4 条第 1 項第 3 号の施行は 2020（平成 32）年 4 月 1 日であるところ、上記専門職大学院設置基準の定めは、同日に法科大学院に入学した者のうち、専ら未修者コースに入学した者への適用を想定しているのか、それとも、既修者コースの入学者への適用も想定しているのか。

A82 ①専門職大学院設置基準においては、司法試験における選択科目の一つを必修科目とする予定である。  
②既修、未修両方が対象となる方向で検討する予定であるが、学生の負担とならないよう配慮して規定する。

Q83 「選択科目相当科目の履修義務付け」の対象とされる科目は、現在の司法試験選択科目のすべてか、あるいは一部か。また、それぞれの科目の単位数は何単位か。  
また、一部だとすると、何科目か。またそれぞれ何単位か。省令で定めるとされているが、現在、わかる範囲で回答願いたい。

A83 一部であり、科目数は一科目を想定。単位数は検討中。